

11 東日本大震災を踏まえた防災対策について

昨年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生するとともに、それまでの地震・津波対策、原子力防災対策の転換を迫るものとなった。

また、本年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による被害想定は、発生頻度は極めて低いとされてはいるが、最悪の場合で約32万人の死者数が予測されるなど深刻な内容となっている。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震の発生の切迫性が指摘されている関東地方知事会としても憂慮すべき事態であり、今後、新たな対策に取り組んでいく必要がある。

よって次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東日本大震災の教訓を踏まえた総点検

東日本大震災では、それまでの国の想定を超える規模の地震と津波が発生している。首都直下地震や東海地震においては、国の被害想定に基づき対策大綱や応急対策活動要領等が定められているところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、早急に対策大綱等を見直すこと。

2 新たな広域応援体制の確立

東日本大震災における広域応援では、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別の応援を決定・指示したため、効率的・効果的な応援の支障となった。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震などの大規模災害では、国が広域応援における主導的な役割を果たす必要があることから、広域応援の実施に対応する専属組織を内閣府などにおいて平時から設置し、地方自治体による応援を含む全ての被災地への応援の調整・指示を一元的に行うこと。

また、地方自治体による支援では、都道府県がその管内の市町村等と連携して同一の被災地に対して集中的な応援を行い成果を上げたことから、その体制整備の支援を行うとともに、地方が応援に要した経費の全額を国が負担する制度を創設すること。

3 日米間の防災協力体制の整備

東日本大震災の救出・救助活動等においては、米軍からの支援を受け、大きな成果が上がったところである。今後、大規模災害発生時には米軍と綿密な連携を取ることができるよう、日米間で防災協定を結ぶなどの協力体制を整備すること。

4 大規模地震に対応した基幹的広域防災拠点の整備

- (1) 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生時、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、救援物資等の輸送拠点や現地対策本部の機能等を有する基幹的広域防災拠点をより多くの地域に整備すること。
- (2) とりわけ、既存の基幹的広域防災拠点が被災した際の代替機能を確保するため、東北、北陸、関西等各方面との高速道路のJCT等交通の結節点や空港、港湾周辺などに複数の基幹的広域防災拠点をさらに整備すること。

5 総合的な津波対策の推進

地震・津波対策における新たな構造基準の早期策定や現在整備中の津波対策施設の早期完成を含め、地震対策緊急整備事業等における総合的な津波対策を推進すること。

また、先日、国から示された南海トラフ巨大地震の被害想定及び今後、示される首都直下地震の被害想定並びに「津波防災地域づくりに関する法律」の施行を受け、地方自治体が緊急に取り組む津波対策施設等の新設、改良整備事業への重点投資を行うこと。

加えて、高齢者や障害のある人、児童等が利用する社会福祉施設等の高台移転や高層化等の津波対策に係る財政支援等の措置を講じること。

6 災害に強い地域づくりの推進

沿岸部における津波避難路の整備等と併せて、沿岸部からの企業や住居等の移転の受け皿となる内陸部の地域づくりを行い、これらを繋ぐ地域間の連携軸を形成することにより、防災・減災の充実・強化を図ることができ、災害に強い地域づくりを実現し、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する。そのための規制の緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

7 大規模災害に対応した生活再建の支援制度の創設

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害においては、特別立法等により対応すること。

8 建築物等の耐震化の促進

住宅の耐震化は、住宅の倒壊から住民の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額である耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっているが、地方で実施している補助制度に適應できないことや、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを廃止し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

また、高齢者世帯における木造住宅の耐震化を推進するため、

高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。

さらに、災害時に避難所等となる学校施設や病院、緊急交通路となる高速道路の耐震対策を強化すること。

9 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 福島第一原子力発電所の事故に係る政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会や原子力安全・保安院の意見聴取会等による検証結果及び東日本大震災以降の地震・津波等から導かれた知見や教訓を基に、原子力安全対策及び原子力防災対策を抜本的に見直し、強化すること。この際、見直しに関する工程表を早急に提示すること。

また、引き続き徹底した事故原因の究明を行い、新たに得られた知見については、その都度、適切に安全対策に反映させること。

さらに、原子力規制委員会については、中立公正で高い独立性・専門性を持ち、徹底した情報公開による透明性を確保することによって、真に国民の理解と信頼が得られる安全規制体制とすること。

- (2) 原子力安全対策については、上記(1)に基づき耐震設計審査指針を含む安全審査指針類を見直し、新たな基準を制定した上で、全国の原子力発電所を対象に新たな基準への適合性を早急に審査すること。

なお、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策の評価、確認に関する工程表を早急に提示するとともに、その工程表に基づき厳正な評価、確認を行うこと。

また、今後高経年化や40年運転制限の導入により見込

まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料及び原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策については、原子力災害対策特別措置法等の関係法令、防災基本計画等に基づき、国が必要な予算を確保し、責任を持って実施すること。

併せて、原子力規制事務所に配置される安全対策及び防災対策の専門職員を大幅に増員するなど、現地における国の危機管理体制を早期に構築すること。

- (4) 「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の範囲において実施すべき防護措置実施の判断指標として設定することとされた「緊急時活動レベル（EAL）」及び「運用上の介入レベル（OIL）」に係る発動基準などのUPZの範囲において実施すべき具体的な防災対策等を速やかに示すこと。

さらに、具体的な避難方法、避難場所、支援要員の確保等の対応策を示すほか、避難道路、港湾等の整備・維持、モニタリング体制の強化等について、国として、地方公共団体の支援を充実すること。

また、原子力施設ごとのUPZの範囲を示すこと。

- (5) PAZを概ね5 km、UPZを概ね30 kmを目安に設定されることとなったことに伴い、関係地方公共団体においては環境放射線モニタリング体制、防災資機材、緊急被ばく医療体制等の拡充整備を早急に進める必要があることから、引き続き放射線監視等交付金や原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の増額や、地域の実情を踏まえた自主的な取組の尊重など特段の財政措置を講じること。

なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村

に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

また、今後具体的に検討するとされた「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）」については、早急に検討を進め、安定ヨウ素剤の配備等所要の措置を国の責任において実施すること。

- (6) 原子力災害に伴う広域避難のあり方については、福島第一原子力発電所事故に伴う避難の実態、P A Z及びU P Zの設定、地震・津波と原子力事故による複合災害などを勘案して、国、地方公共団体、防災関係機関等が事前に協議を行う必要があることから、このような調整において国として主導的な役割を果たすこと。

特に、避難の際に自家用車を使用することの適否について、複合災害も想定した上で、国としての見解を中央防災会議において取りまとめ、提示すること。

- (7) オフサイトセンターについては、原子力発電所等に近接しているものや、津波等による被災の懸念があるものについては、その立地そのものを早急に見直し、移転等の措置を講じること。

これに伴い、新たな施設を整備する際は、国において実施するとともに、整備後の管理も行うこと。

なお、移転により使用しなくなる既存のオフサイトセンターについては、国において立地道府県に負担のない合理的な整理方法の検討を行うこと。

- (8) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（S P E E D I）については、避難等の防護措置を講じる際に有用なシステムであることから、原子力防災対策上の位置付けを明確にするとともに、より広域での計算を可能とするなどシステムの改善を図ること。

なお、その活用方法、機能強化内容を具体的に示し、有用

なシステムであることの共通認識が持てるようにすること。

また、当該システムの接続を希望する都道府県に拡充すること。

- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、分かりやすい説明を行い、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。